

令和3年10月1日公表

大崎市人事行政の運営等の状況

大 崎 市

人事行政の運営の状況

●必要に応じ「市役所」「上下水道部」「市民病院」に区分してあります。このうち「市役所」には、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の各事務局等が含まれています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

① 一般職の部門別職員数(各年4月1日現在 単位:人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数
		令和2年	令和3年	
一般行政 部門	議会	9	9	0
	総務	205	207	2
	税務	50	50	0
	民生	218	218	0
	衛生	77	78	1
	労働	0	0	0
	農林	64	62	△ 2
	商工	24	23	△ 1
	土木	93	93	0
	小計	740	740	0
特別行政部門	教育	185	178	△ 7
普通会計	計	925	918	△ 7
公営企業 等会計部 門	病院	1,151	1,167	16
	水道	31	30	△ 1
	下水道	23	23	0
	その他	39	39	0
小計	1,244	1,259	15	
合計		2,169	2,177	8

※ 職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、特別職(市長・議員など)、臨時・非常勤職員、短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員は含みません。

② 職員の採用の状況(令和2年度中 単位:人)

区分	市役所・上下水道部			市民病院			
	男性	女性	計	男性	女性	計	
職種	行政職	15	22	37	4	1	5
	医師	0	0	0	52	17	69
	医療技術系	0	0	0	7	6	13
	看護師系	0	0	0	1	32	33
計	15	22	37	64	56	120	

※ 国・県等からの派遣職員のほか、任期付職員を含んでいます。

③ 職員の退職の状況(令和2年度中 単位:人)

区分	市役所・上下水道部			市民病院		
	男性	女性	計	男性	女性	計
定年退職	25	6	31	4	13	17
勸奨退職	1	1	2	0	2	2
その他	7	8	15	42	41	83
計	33	15	48	46	56	102

※ 国・県等からの派遣職員を含んでいます。

2 職員の人事評価の状況

区分	内容
業績評価	4~5月 目標設定・期首面談, 10~11月 期中面談, 2月 期末面談
能力評価	2月 育成面談

3 職員の給与の状況

① 級別職員数(令和3年4月1日現在)

<市役所・上下水道部>

ア 行政職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主査	課長補佐 主幹	課長補佐 主幹	課長 副参事	参事	部長	
職員数(人)	127	167	217	210	124	67	15	14	941
構成比(%)	13.5%	17.7%	23.1%	22.3%	13.2%	7.1%	1.6%	1.5%	100%

イ 技能労務職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
標準的な職務内容	技能員	技能員	技能員	技能員	技能員	
職員数(人)	0	13	4	22	27	66
構成比(%)	0.0%	19.7%	6.1%	33.3%	40.9%	100%

ウ 医療職(看護師系)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	准看護師	助産師 看護師 准看護師	主任助産師 主任看護師 助産師 看護師 准看護師	副看護師長 主任助産師 主任看護師 助産師 看護師 准看護師	看護師長 副看護師長 主任助産師 主任看護師 助産師 看護師	看護部長 副看護部長 看護師長	総看護部長	
職員数(人)	0	1	2	0	0	0	0	3
構成比(%)	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%

<市民病院>

ア 医師

区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
標準的な職務内容	医員	科長 副科長	副院長 診療部長 副診療部長 科長	副院長 救命救急センター長 診療部長 救命救急副センター長 分院長 所長	院長	
職員数(人)	68	33	18	37	0	156
構成比(%)	43.6%	21.2%	11.5%	23.7%	0.0%	100%

イ 医療技術系

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	技師	薬剤師 技師	係長 主任薬剤師 主任技師 薬剤師 技師	副薬剤長 副技師長 係長 主任薬剤師 主任技師 薬剤師 技師	薬剤長 技師長 副薬剤長 副技師長 係長 主任薬剤師 主任技師	薬剤長 統括技師長 技師長 副薬剤長 副技師長	部長	
職員数(人)	20	91	72	11	18	6	1	219
構成比(%)	9.1%	41.6%	32.9%	5.0%	8.2%	2.7%	0.5%	100%

ウ 看護師系

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	准看護師	助産師 看護師 准看護師	主任助産師 主任看護師 助産師 看護師 准看護師	副看護師長 主任助産師 主任看護師 助産師 看護師 准看護師	看護師長 副看護師長 主任助産師 主任看護師 助産師 看護師	看護部長 副看護部長 看護師長	総看護部長	
職員数(人)	6	259	289	74	38	8	1	675
構成比(%)	0.9%	38.4%	42.8%	11.0%	5.6%	1.1%	0.0%	100%

エ 行政職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主査	課長補佐 主幹	課長補佐 主幹	課長 副参事	参事	部長	
職員数(人)	16	12	54	1	9	10	1	2	105
構成比(%)	15.2%	11.4%	51.4%	1.0%	8.6%	9.5%	1.0%	1.9%	100%

オ 技能労務職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
標準的な職務内容	技能員	技能員	技能員	技能員	技能員	
職員数(人)	0	0	8	4	0	12
構成比(%)	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	100%

※ 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 ※ 構成比は、端数処理のため各級の合計が100%にならないことがあります。

② 平均給料月額等の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均年齢	
市役所・上下水道部	行政職・医療職	306,232	347,896	42歳 2月
	技能労務職	299,112	313,808	56歳 3月
市民病院	医師	439,392	1,225,367	41歳 4月
	医療技術系	252,011	315,449	35歳 9月
	看護師系	270,260	331,271	39歳
	行政職	284,311	353,161	39歳 1月
	技能労務職	266,825	292,237	45歳 1月

※「給与」＝「給料」＋「手当」

③ 初任給の状況(令和3年4月1日現在)

職種	区分	初任給
行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円
	中学卒	132,300円
医師		320,100円
医療技術系		151,000円～210,500円
看護師系		165,300円～212,600円

④ 期末・勤勉手当の状況(令和3年4月1日現在)

支給時期	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.275月分	0.950月分	2.225月分
12月期	1.275月分	0.950月分	2.225月分
計	2.550月分	1.900月分	4.450月分

⑤ 特殊勤務手当の状況(令和2年度)

<市役所>

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	11.0%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	7,712円
手当の種類	4種類

手当種類	内容等	支給額	備考
防疫業務手当	感染症等発生時に防疫業務に従事したとき	1日 700円	
社会福祉業務手当	社会福祉課の現業職員	月額 3,000円	月10日以上外勤
不快業務手当	行旅死亡人取扱業務に従事したとき	一体 2,000円	
特別勤務手当	大崎市以外の市町村において災害復旧等に従事する職員で市長が必要と認めるもの	1日 3,970円	
	大型特殊車両を運転して業務に従事したとき	1日 300円	
	バスまたはマイクロバスを運転して業務に従事したとき	1日 200円	
	国又は他の地方公共団体に派遣される職員	1月 100,000円以内	
	国又は他の地方公共団体から派遣された職員	1月 100,000円以内	

<上下水道部>

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	54.8%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	4,904円
手当の種類	2種類

手当種類	内容等	支給額	備考
待機手当	突発的な事故に対処するため待機を命令された職員	1日 1,300円	平日夜間 休日
		1日 2,600円	
災害派遣手当	本市以外の市区町村において災害復旧等に従事する職員で水道事業の管理者の権限を行う市長が必要と認めるもの	1日 3,970円	

<市民病院>

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	69.9%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	1,722,458円
手当の種類	21種類

手当種類	内容等	支給額	備考
結核及び感染症看護手当		1日 150円	看護師等
危険手当	1 放射線技師, 検査技師	月額 3,000円	
	2 放射線助手, 検査助手	月額 2,000円	
	3 レントゲン透視	1回 100円	
夜間看護手当	本院の交替制勤務1回につき		病棟に勤務する助産師, 看護師等
	1 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	1回 8,800円	
	2 深夜の勤務時間が4時間以上6時間未満の場合	1回 4,280円	
	3 " 2時間以上4時間未満の場合	1回 3,740円	
	4 " 2時間未満の場合	1回 2,590円	
	分院の交替制勤務1回につき		
	1 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	1回 7,300円	
	2 深夜の勤務時間が4時間以上6時間未満の場合	1回 3,550円	
3 " 2時間以上4時間未満の場合	1回 3,100円		
4 " 2時間未満の場合	1回 2,150円		

待機手当		1回 2,000円	待機業務に従事した者
医務手当		給料月額30/100	医師
緊急業務特別手当	気管挿管等による閉鎖循環式全身麻酔を実施した場合 1 麻酔実施医師の属する診療科の患者の場合 2 麻酔実施医師の属する診療科以外の患者の場合	1件 11,000円 1件 16,500円	麻酔科以外の医師
研究手当	学会等の発表に伴う研究を実施した場合 1 主に従事する者 2 補助的に従事する者	月額30,000円 1回 10,000円 1回 3,000円	医師 医師以外
助産師調整手当		月額 8,500円	助産師
保健師調整手当	保健師資格を有し、保健師業務に従事した者	月額 7,000円	助産師, 看護師
緊急業務手当	緊急業務に従事した場合	実働に応じ算出	
解剖補助手当	1 午前8時30分～午後5時までの間に勤務した場合	1件 7,000円	解剖業務従事者
	2 正規の勤務時間より1時間以上超過した場合	1件 8,000円	
	3 正規の勤務時間以外に勤務した場合	1件 9,000円	
文書手当	1 各種診断書作成をした場合	当該文書料の20%の額	医師
	2 治験及び市販後調査に関する文書作成をした場合	当該文書料の60%の額	
院外業務手当	市長の要請に応じて、夜間急患センターの業務に従事した場合 1 基本額 月曜日から金曜日の午後7時15分から午後10時まで勤務した場合 土曜日の午後7時15分から午後10時まで勤務した場合 土曜日の午後3時から午後10時まで勤務した場合 2 延長加算額 診療受付終了時間後 3 患者数加算額 午後7時15分から午後10時まで勤務した場合において1回当たり15人を超える患者を診療した場合 午後3時から午後10時まで勤務した場合において1回当たり30人を超える患者を診療した場合	1回 41,500円 1回 51,900円 1回 94,800円 30分経過ごと 7,000円 15人を超える患者数1人につき 2,000円 30人を超える患者数1人につき 2,000円	医師
	市長の要請に応じて、夜間急患センターの業務に従事した場合 1 月曜日から金曜日まで 2 土曜日	1回につき 12,800円 1回につき 23,200円	助産師, 看護師, 准看護師, 薬剤師, 放射線技師等
	国, 地方公共団体, 学校その他公的機関からの派遣依頼に基づく健康診断, 予防接種等の医療業務に従事した場合	当該報酬額の80%に相当する額	医師等
地域活動手当	分院・診療所等に勤務する医師	給料月額5/100	医師
診療応援手当	1 3時間以上の応援業務に従事した場合	1回 13,000円	医師等
	2 3時間未満の応援業務に従事した場合	1回 8,000円	
	3 5時間以上の宿日直応援業務に従事した場合 鳴子分院の宿日直応援業務に従事した場合	1回 20,000円 1回 23,000円	
	4 5時間未満の宿日直応援業務(半日直)に従事した場合	1回 10,000円	
	5 診療報酬に基づく撮影を読影した場合	当該画像診断料の30%の額	
	6 健康診断業務に伴う撮影を読影した場合	当該画像診断料の10%の額	
分娩手当		1分娩あたり10,000円	産科医
産科, 小児科救急診療手当	産科及び小児科の救急診療に従事した場合	1件 10,000円	産科医及び小児科医
新生児医療担当医手当	新生児集中治療室に入院する新生児を担当した場合	1人につき 10,000円	担当医師
宅直手当		月額 5,000円	医師
産業医手当		月額 20,000円	産業医
新型コロナウイルス感染症手	新型コロナウイルス感染症の患者又は疑いのある患者に対し、病室等の密閉された空間で、防護服等を着用し1日につき3時間以上患者と接する業務に従事する場合	勤務1日につき 4,000円	看護師等

⑥ 時間外勤務手当の状況(令和2年度)

区分	市役所	上下水道部	市民病院
支給総額	158,992,833円	16,789,349円	239,508,812円
支給対象職員1人当たり平均支給年額	182,541円	342,640円	233,895円

⑦ 管理職手当の状況(令和3年4月1日現在)

<市役所・上下水道部>

区分	支給額
部長職	77,400円
参事職	65,800円
課長職	54,200円
副参事職	34,900円

<市民病院>

区分	支給額
病院事業副管理者, 病院事業局長, 院長	146,400円
副院長, アカデミックセンター監理官, 分院長, 健康管理セン	108,200円
診療部長(本院診療部, 総合診療部, 病理診断部), 救命救急センター長, 部長(患者サポートセンター, アカデミックセンター, 臨床支援センター, がんセンター, 認知症センター, 医療安全管理部, 感染管理部)	95,900円
診療所長	88,600円
副診療部長(本院診療部, 総合診療部, 病理診断部), 救命救急センター副センター長, 副部長(患者サポートセンター, アカデミックセンター, 臨床支援センター, がんセンター, 認知症センター, 医療安全管理部, 感染管理部), 副分院長, 健康管理センター副所長	86,200円
診療部長(分院)	82,700円
科長, センター長(分院)	76,800円
副科長	51,300円
総看護部長	75,800円
本院看護部長	66,600円
副看護部長, 本院医療安全管理室長, 分院看護部長	57,600円
副部長(本院診療部)	54,200円
看護師長	46,100円
部長(薬剤部, 放射線部, 臨床検査部, 栄養管理部, リハビリテーション部, 臨床工学部)	72,700円
副部長(薬剤部, 放射線部, 臨床検査部, 栄養管理部, リハビリテーション部, 臨床工学部)	68,200円
統括技師長	63,700円
薬剤長(本院), 技師長(本院)	59,300円
副薬剤長(本院), 副技師長(本院), 薬剤長(分院, 診療所及び健康管理センター), 技師長(分院, 診療所及び健康管理センター)	45,900円
市民病院経営管理部長	77,400円
参事	65,800円
課長, 室長	54,200円
副参事	34,900円

⑧ その他の手当の状況(令和2年4月1日現在)

区分	内容 (《 》内は国の制度と異なる内容)		
退職手当	自己都合	勤続20年	勤続25年
	勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分
	勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分
	最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分
	その他加算措置 勸奨退職者(2~20%加算)		
扶養手当	1. 配偶者, 父母等 1人につき 月額 6,500円 (※8級職員は月額 3,500円)		
	2. 子 1人につき月額 10,000円 ※扶養親族である子のうち, 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子, 1人につき5,000円加算		
通勤手当	1. 交通機関などの利用者 運賃等相当額(55,000円限度)		
	2. 自動車の場合 使用距離により, 2,100円~34,300円 勤務先に駐車場がなく, 有料で駐車場を借りている場合, 2,000円加算 《使用距離区分及び駐車場加算が国と異なる》		
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員		
	ア)家賃月額 16,000円~27,000円の場合, 家賃-16,000円 イ)家賃月額27,000円超の場合, (家賃-27,000円)÷2+11,000円(28,000円限度)		
地域手当	支給対象勤務地域	東京都特別区	仙台市
	支給率	20%	6%
単身赴任手当	1. 公署を異にする異動に伴い, 住居を移転し, やむを得ない事情により, 同居していた配偶者と別居することとなった職員(通勤距離は原則60km以上) 月額 30,000円		
	※職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合, その距離に応じて8,000円~70,000円を加算		

⑨ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	人 925	千円 3,408,826	千円 509,833	千円 1,347,265	千円 5,265,924	千円 5,693

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は普通会計決算に計上された額です。
3 職員数は令和2年4月1日現在の人数です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 職員の勤務時間(令和3年4月1日現在)

基本的な1日の勤務時間	開始	休憩時間	終了
		8:30	12:00~13:00

② 年次有給休暇の取得状況(令和2年1月~令和2年12月)

区分	市役所・上下水道部	市民病院
職員1人当たり平均取得日数	10.5日	9.8日

- ※ 年間20日付与, 20日を限度に繰越可能
※ 市民病院は令和2年4月~令和3年3月の取得状況を記載しています。

③ その他の休暇制度の概要(市役所・上下水道部・市民病院共通 令和3年4月1日現在)

休暇の種類等	付与日数・期間等	有給・無給別
<病気休暇>		
公務上の傷病	必要と認められる期間	有給
結核性疾患により療養を要する場合	1年以内で必要と認められる期間	〃
公務外の傷病	90日以内で必要と認められる期間	〃
<特別休暇>		
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
裁判員、証人、参考人等公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	〃
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	〃
社会貢献活動のための休暇	1年において5日の範囲内の期間	〃
結婚する場合の休暇	7日以内で必要と認められる期間	〃
妊娠に起因する障害のための休暇	10日以内で必要と認められる期間	〃
妊婦の通勤緩和のための休暇	1日1時間又は1日2回それぞれ30分	〃
妊産婦の健康診査等のための休暇	必要と認められる期間	〃
妊婦の健康保持のための休息又は補食のための休暇	必要と認められる期間	〃
妊娠12週間未満の流産	10日以内で必要と認められる期間	〃
出産のための休暇	産前産後各8週間	〃
保育のための休暇(生後満1年に達しない子)	1日1時間又は1日2回それぞれ30分	〃
生理休暇	2日以内	〃
妻が出産する場合	3日以内で必要と認められる期間	〃
妻が出産する場合の子を養育するための休暇	妻の産休中、5日以内で必要と認められる期間	〃
乳幼児の健康診査、予防接種等で当該職員の介助を必要とするとき	必要と認められる期間	〃
子(就学前)の看護のための休暇	1年において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間	〃
配偶者、子、父母等の介護のための休暇	1年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間	〃
忌引休暇	死亡者の区分に応じ1日から10日の範囲内	〃
父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事	1日以内	〃
夏季休暇	7月～9月の期間で5日以内	〃
災害等交通遮断により勤務できない場合	必要と認められる期間	〃
結核性疾患により一定期間1日の勤務時間を軽減する必要がある場合	必要と認められる期間	〃
高校大学の通信教育のスクーリングに出席	必要と認められる期間	〃
国等が行う職務に必要な資格試験を受ける場合	必要と認められる期間	〃
国等の表彰を受けるため表彰式に出席する場合	必要と認められる期間	〃
国等主催の運動競技会に参加する場合	必要と認められる期間	〃
職務関連の海外視察等に参加する場合	必要と認められる期間	〃
配偶者等の看護のための休暇(他に看護者がいない場合)	3日以内で必要と認められる期間	〃
<介護休暇>		
配偶者、父母、子等の介護のための休暇	介護を必要とする一継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間	無給
<組合休暇>		
職員団体の業務に従事する場合	1年につき30日以内	無給

④ 旅費制度の概要(市役所・上下水道部・市民病院共通 令和3年4月1日現在)

区分	運賃	日当	宿泊料	車賃
特別職 議会議員・市長・副市長・教育長・病院事業管理者・監査委員・選挙管理委員・公平委員・農業委員・教育委員・その他各種委員等	実費	1日につき 2,600円 (県内・県外隣接 市町の日帰りにつ いては支給しな い)	1夜につき 13,100円	1キロメートル につき37円
一般職 上記以外				

※「車賃」は、議員や行政委員会委員その他の委員が会議に出席する場合の費用弁償等として適用します。

5 職員の休業に関する状況

① 育児休業等の取得状況(令和2年度 単位:人)

区分	市役所・水道部			市民病院		
	男性	女性	計	男性	女性	計
育児休業者数	2	23	25	1	90	91
部分休業者数	0	4	4	0	33	33
計	2	27	29	1	123	124

※ 取得期間は無給となります。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分者数(令和2年度 単位:人)

区分	事由	降任	免職	休職	降給	計
市役所 上下水道部	勤務実績が良くない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	29		29
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
市民病院	勤務実績が良くない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	23		23
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
合計	勤務実績が良くない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	52		52
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0

② 懲戒処分者数(令和2年度 単位:人)

区分	事由	戒告	減給	停職	免職	計
市役所 上下水道部	法令等に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0
市民病院	法令等に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0
合計	法令等に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0

7 職員のサービスの状況

① 営利企業等従事許可の状況(令和2年度 単位:件)

区分	許可件数		
	市役所・上下水道部	市民病院	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねる場合	0	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	5	0	5
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	15	372	387
計	20	372	392

8 職員の退職管理の状況

① 退職管理条例第3条の規定による再就職の届け出件数(令和2年度)

区分	許可件数		
	市役所・上下水道部	市民病院	計
営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合	0	0	0
営利企業の地位に就いた場合	0	0	0

9 職員の研修の状況

① 職員の研修の状況(令和2年度)

区分	研修数	受講者数(人)
市役所・上下水道部 全部門	38	631
市民病院	医局部門	38
	医療技術部門	40
	看護部門	158
	事務部門	40
	市民病院 計	276

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 職員の健康診断の状況(令和2年度 単位:人)

区分	市役所	上下水道部	市民病院	計
定期健康診断	655	44	1,349	2,048
人間ドック	449	19	156	624
胃がん検診	317	13	51	381
婦人科検診	296	4	516	816
VDT検査	43	4	0	47

11 特別職の給料、報酬(令和3年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額		期末手当(6月)	期末手当(12月)	期末手当 計
市長	給料	979,000円	1.675月分	1.675月分	3.350月分
副市長	給料	785,000円			
教育長	給料	644,000円			
病院事業管理者	給料	851,000円			
常勤監査委員	給料	518,000円	1.675月分	1.675月分	3.350月分
議長	報酬	529,000円			
副議長	報酬	458,000円			
議員	報酬	428,000円			

公平委員会からの報告事項

1. 勤務条件に関する措置の要求	0件
2. 不利益処分に関する審査請求	0件